

## 十日町地域救急業務連絡協議会要綱

平成 30 年 5 月 18 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、十日町地域救急業務連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(地域)

第 2 条 協議会の地域は、十日町市及び津南町を範囲とする。

(目的)

第 3 条 協議会は、地域内の病院前救護における救急業務の具体的な高度化を図るとともに、応急手当の住民啓発の推進及び効果的な医療連携等に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議及び調整を行うものとする。

- (1) 救急搬送に係る関係者の資質向上及び学習会に関すること。
- (2) 地域住民への応急手当普及啓発に関すること。
- (3) 前各号以外で第 3 条の目的に示す事項に関すること。
- (4) その他協議会において判断された重要課題に関すること。

(組織)

第 5 条 協議会は、次に掲げる機関により組織する。

- (1) 第 2 条の地域内における救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に基づく医療機関(以下「救急告示病院」という。)及び精神科医療を担う医療機関
- (2) 一般社団法人十日町市中魚沼郡医師会
- (3) 十日町市中魚沼郡歯科医師会
- (4) 魚沼薬剤師会十日町市中魚沼郡支部
- (5) 公益社団法人新潟県看護協会十日町支部
- (6) 新潟労働局十日町労働基準監督署
- (7) 新潟県十日町警察署
- (8) 新潟県十日町地域振興局健康福祉部
- (9) 十日町市医療担当課
- (10) 津南町医療担当課
- (11) 十日町地域消防本部
- (12) その他、協議会が必要と認める機関

(委員)

第 6 条 協議会は、第 5 条の機関から選任された委員をもって構成する。

(部会)

第 7 条 協議会の目的を円滑に遂行するため、協議会に部会を設けるものとする。

(役員)

第 8 条 協議会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人以内
- (3) 医療連携学習部会長 1 人

(4) 応急手当普及事業部会長 1人

(5) 監事 2人

(役員を選出)

第9条 会長、副会長、部会長及び監事は、委員の中から協議会総会で選出する。

(役員の任期)

第10条 役員及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員及び委員が任期途中で退任した場合の補充者の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 部会長は、協議会の部会を総理する。

4 監事の職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 監事は、協議会の出納が適正になされているか監査をしなければならない。

(2) 監事は、前項に定める監査を実施した場合は、その結果を協議会長及び協議会に報告しなければならない。

(総会の種別等)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会長が招集し、議長は会長が指名する。

3 総会の招集は、事前に会議の日時、場所、目的及び審議事項を委員に通知しなければならない。

4 通常総会は、毎年1回開催する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 通常総会にて継続協議とされた事項で検討結果がまとまり、年度内の決議を必要とするとき。

(2) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、2分の1以上の委員が出席しなければ開催することができないものとする。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による表決)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は様式1「委任状」による代理人をもって議決権を行使することができるものとする。

2 前項の書面は、総会の日の前日までに協議会に到着したものを有効とする。

(部会の組織及び運営)

第16条 部会は、第5条に掲げる機関及び部会長が必要と認める機関の実務担当で構成する。

2 部会長は、協議会から付託された事項について、随時部会を開催し、結果を会長に報告する。

(事務局)

第17条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置くものとする。

2 事務局は次の各号に掲げる機関をもって組織する。

- (1) 新潟県十日町地域振興局健康福祉部
- (2) 一般社団法人十日町市中魚沼郡医師会
- (3) 十日町地域消防本部

(議事録)

第18条 総会が開催されたときは、事務局は議事録を作成し保管する。

(業務の執行)

第19条 協議会の業務の執行方法については、この要綱によるものとする。

(資産の構成)

第20条 協議会の運用資産は、法令外団体に係る市町負担金（補助金）及びその他補助金等をもって構成する。

(資産の管理)

第21条 資産は、会長が管理する。

(経費の支弁)

第22条 協議会の経費は、運用資産をもって支弁する。

(事業及び会計年度)

第23条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画及び収支予算は、協議会の承認を得なければならないものとする。

(事業報告及び収支決算)

第25条 協議会の事業報告及び収支決算は、毎年度ごとに監事の監査を経て協議会の承認を得なければならないものとする。

(細則)

第26条 協議会事務の運営上必要な細則は、会長が別に定めるものとする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、総会承認の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

# 委任状

十日町地域救急業務連絡協議会

委員名 \_\_\_\_\_

(委任者)

私は、下記の者を代理人と定め、権限を委任します。

## 【代理人】

役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※都合により、代理人を立てられない場合は下記□内に○印を記入願います。

本会議においては、協議会長に権限を委任します。

宛先 十日町地域救急業務連絡協議会

(事務局：十日町地域消防本部警防課救急室)

TEL：025-757-1558

FAX：025-757-8499